

「粗大ごみ」と「陶磁器類」の出し方

粗大ごみ（大サイズの燃やせないごみ袋に入らない大きさで1.8m以内のもの）

- 住所、氏名を記入したごみ処理券を貼って出してください。
- スプリング入りベッドは、**スプリングだけにして**出してください。
- 家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン、農機具（草刈機を除く）、バッテリー、工業用電池、消火器、プロパンガスボンベ、自動車部品、オートバイ、タイヤ、ピアノなどは収集しません。**購入先の業者等へお問い合わせください。**
- 布団、じゅうたん、毛布、カーペットなどは、50cm角に切断し材質に応じて燃やせるごみに出してください。ただし、**電気カーペットは粗大ごみに出してください。**

陶磁器類

- 陶磁器類のみを、燃やせないごみの袋に直接入れて出してください。**
- 小袋や紙袋などに包んだり、ダンボールに入れないでください。
- 1世帯につき5袋以内（1袋は10kg程度）とし、それ以上ある場合は処分場へ直接持ち込むようにしてください（環境課で手続きが必要です）。
- ガラスや、陶磁器に見えるような耐熱ガラスは、燃やせないごみの日に出してください。**

その他

- 収集日の当日に出してください。
- 午前8時までをお願いします。
- 『粗大ごみ』と『陶磁器類』は、それぞれ収集する者や収集時間が異なるため、ステーション内で混同しないよう、置き場所を分けてください。
- 店舗、事業所からのごみや、農業などのごみは出さないでください。**

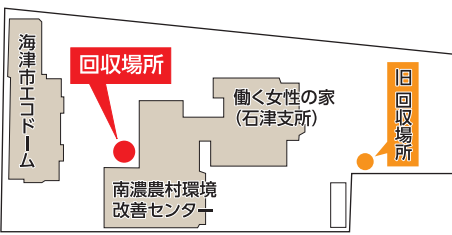


南濃地区 粗大ごみ・陶磁器類収集日程表

下多度地区	石津地区	城山地区
5月27日(月) 10月28日(月) 津屋地区Ⅰ 津屋集会所南側 津屋地区Ⅱ 北部公園南側の ステーション前 津屋地区Ⅲ 堀田正孝宅東側の ステーション前 志津新田地区 志津新田 ステーション前 西園地区 西園ステーション前 志津地区 志津集会所前	① 5月21日(火) 10月17日(木) 安江地区 安江ステーション前 太田地区 太田杉生神社南側 駐車場内 吉田地区※ エコドームの 駐車場内 松山地区 松山区会前 ② 5月24日(金) 10月25日(金) 下色山・境山・道西地区 水谷初治宅東の道路 下色下・境中地区 下色集会所前 境地区 境堤ステーション前 田鶴地区 田鶴和合館前 南地区 吉田勝前ステーション北側 田鶴二地区 田鶴コミュニティ会館前 ③ 5月28日(火) 10月29日(火) さくらヶ丘地区 さくらヶ丘会館(田鶴)前 松山GH地区 松山グリーンハイツ自治会 コミュニティセンター前 松山台地区 松山台南側ステーション前	① 5月20日(月) 10月24日(木) 戸田地区 戸田集会所西側 徳田地区 徳田多目的集会所前 庭田地区 口庭田集会所東側 駒野・奥条地区 保健センター駐車場東 ② 5月23日(木) 10月31日(木) 駒野新田・早瀬地区 駒野新田公民館前 羽沢地区 羽沢ふれあい会館南側 上野河戸地区 上野河戸公民館東側 山崎地区 山崎公民館前 山崎さくらヶ丘地区 さくらヶ丘公民館 (山崎)前

※吉田地区回収場所の変更について

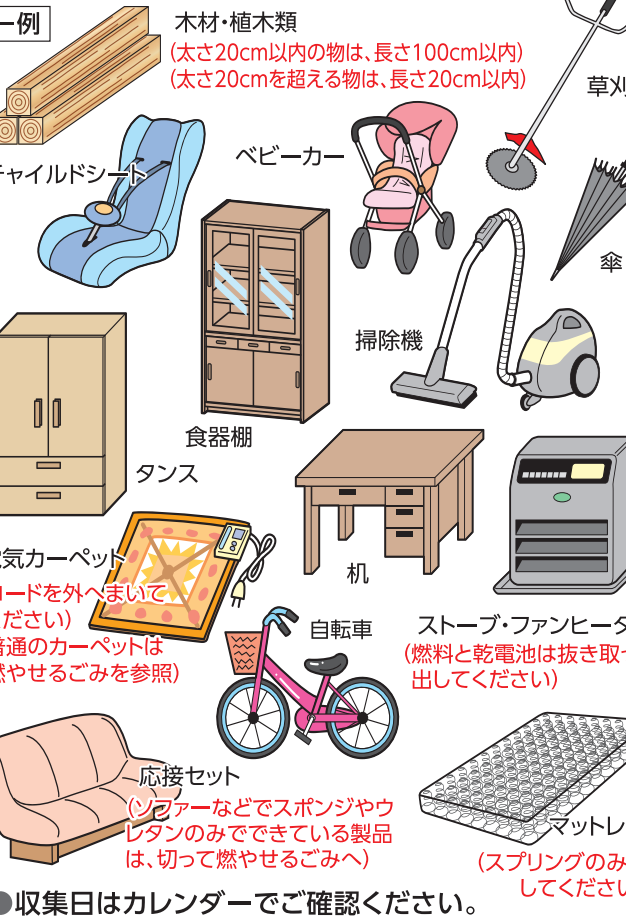
働く女性の家の駐車場からエコドーム駐車場に変更しましたので、お間違えのないようお願いします。



市が収集する家庭ごみ

粗大ごみ(袋に入らないもの)

- 大きさは、縦・横1.8m程度のもので、それ以上のものは、切断してください。
- ごみ処理券(シール)を貼って出してください。
- 品物1点につき1枚貼ってください。



●収集日はカレンダーでご確認ください。

陶磁器類

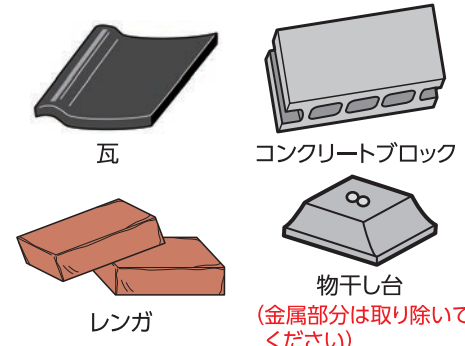
- 1袋は10kg程度にして、5袋以内に限りします。

一例

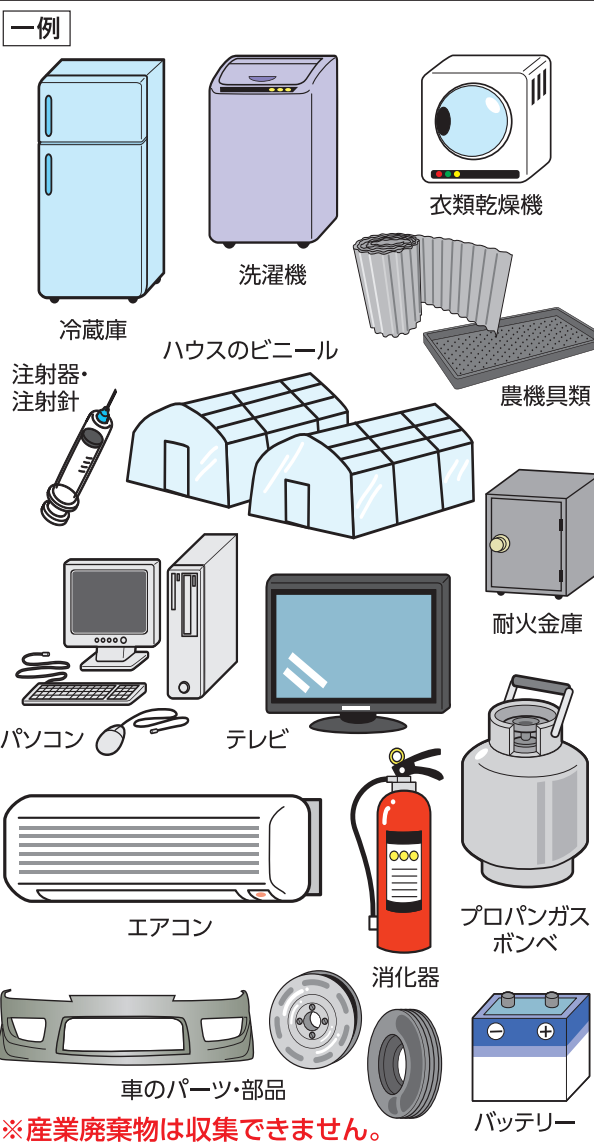
瀬戸物等食器類



がれき類



市が収集しないもの



※産業廃棄物は収集できません。

家庭の生ごみを減らそう！

生活の中でどうしても出る生ごみですが、みなさんそのまま捨てていませんか？ちょっとした心がけで生ごみの量を減らすことができます。

- しっかりと水切りをする
- 野菜の皮の厚むきをしない
- 賞味期限が切れないよう計画的に買い物を
- 食べ残しをしない

このほか、海津市では右のように様々な生ごみ減量の対策をしています。

①ぼかし処理容器の無料貸し出しとぼかしの販売

処理容器：1世帯につき2基まで（無料）
ぼかし：200円/kg

③生ごみ処理機器設置事業補助金

	補助対象	補助金額
コンポスト容器	1世帯につき2基まで	購入金額の1/2 (1基 3,000円を上限)
電気式生ごみ処理機	1世帯につき1基のみ	購入金額の2/3 (1基 20,000円を上限)

★「納品書」と「領収書」の添付が必要です。
★購入日から3ヶ月以内に申請してください。

②ダンボールコンポストの販売（海津市エコドーム）

ダンボール箱：320円
剪定枝チップ：80円
炭化オデイ：100円



リサイクル事業奨励金交付事業

資源分別回収を行った団体（自治会、子供会、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の各PTA、育成会、スポーツ少年団など）に奨励金を交付します。

区分	金額
事務費割	1回につき 3,000円
回収実績割	1kgにつき 5円

●対象品目

紙類（新聞紙、雑誌、牛乳パック、ダンボールなど）
繊維類（古着、布きれなど）
金属類（スチール缶、アルミ缶など）
（ただし1回あたり3品目以上回収すること）

★事前に計画書の提出が必要です。

★奨励金の申請手続きは遅くとも実施日から2ヶ月以内に行ってください。

※くわしくは、環境課までお問い合わせください。
(☎53-3195)

海津市エコドーム

一般家庭から排出されるビン、缶、ペットボトル、新聞紙などの資源ごみの回収をおこなったり、環境学習の拠点となる施設です。ごみの分別による資源化・減量化を図ることで、資源循環型社会の構築を推進し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。市民の皆様であればどなたでも、リサイクル資源の回収拠点としてご利用頂けます。

所在地 海津市南濃町吉田488番地
休 日 毎週月・火曜日及び12月28日から1月4日の年末年始
利用時間 午前9時から午後5時まで
電話番号 080-1558-1671



エコドームで取扱資源品

紙類	布類	プラスチック類	金属類	有害ごみ
段ボール 新聞・広告 雑誌 雑紙(菓子箱など) 紙パック (牛乳パックなど) 紙で作られた容器包装 アルミのついていないもの	衣類 毛布 洗濯してきれいなもの ※下着やわたの入ったもの、布巾は持込できません。	PETボトル 本体(要洗浄) キャップ、ラベル トレイ 発泡スチロールなど PP・PE・PS・PET製容器包装	空カン 刃物 小型金物(やかん・なべなど) 要洗浄 要洗浄 ビン類 空ビンなど(飲料用) ※エコドームでは化粧品類のビンも回収しています。	蛍光灯 乾電池 ボタン電池 水銀体温計

不法投棄をされないために

不法投棄されたごみは、その土地の所有者や管理者が処理しなければなりません。不法投棄を未然に防ぐために、こまめに草刈りをするなど、ごみを捨てられないような環境づくりを徹底しましょう。管理の行き届いた土地は、不法投棄の抑止だけでなく、害虫の発生や、火災、犯罪を防ぐことにもつながります。土地の所有者（管理者）の方には、ぜひ適切な維持管理をお願いします。



浄化槽の管理は適切に！

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。そのため、微生物が活躍しやすい環境を保つような維持管理が大切です。浄化槽法では、浄化槽管理者に次の三つのことを義務付けています。

●保守点検

浄化槽の機械の点検・補修や消毒剤の補充などを行います。この点検は、岐阜県に登録されている業者しかできません。

●清掃

浄化槽内に溜まったし尿などを抜き取る作業です。この作業ができる業者は、(株)日本環境管理センター(☎65-1132)のみです。



●法定検査

浄化槽使用開始後約3ヶ月～8ヶ月の間に行う検査(7条検査)と、7条検査受検後毎年1回定期的に行う検査(11条検査)があります。この検査は、岐阜県が指定した検査機関である(財)岐阜県環境管理技術センター(☎058-276-0321)が行います。

ご家庭等で使用されている浄化槽が適正に維持管理されているかどうかを今一度ご確認ください。また、三つの義務を一括して契約する「浄化槽らくらく一括契約」をご活用いただくと便利です。詳しくは、岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会(☎058-276-0306)まで、お問い合わせください。

※「保守点検・清掃」を行わない場合は6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金、「法定検査」を受検しない場合は30万円以下の過料、浄化槽の入れ替えや下水道への接続により浄化槽を廃止した際「浄化槽廃止届」の提出を怠った場合は5万円以下の過料に処せられることがありますので、ご注意ください。



違法な不用品回収業者にご注意ください！

最近「不用品を無料で回収します」や「買い取ります」などと書かれたチラシを配布し、車で巡回しながら不用品などを回収する業者が増えています。このような業者が回収したごみの多くは、適正に処理されず、空き地に放置されて火災の原因となったり、不法投棄されて有害物質が撒き散らされるなど、全国的な問題となっています。また、「無料」とうたいながら、後から高額な料金を請求されることも起きています。安易に不用品回収業者を利用せず、ルールを守って適切なごみの処分に努めましょう。



野外焼却は禁止されています

原則として野外焼却（野焼き）は法律で禁止されており、野外焼却を行った者に対しては、罰則（5年以下の懲役又は、1,000万円以下の罰金）も設けられています。

右の例外に該当しても、焼却は必要最小限にとどめ、できる限り燃やさないようにしてください。やむを得ず、例外による焼却を行う場合には、時間や風向きなどを考え、周辺の方に迷惑や不安を与えないよう十分に注意するようにしてください。

●剪定枝などが大量にある場合は、センターへ直接搬入することもできます。詳しくは環境課(☎53-3195)までお問い合わせください。



<野外焼却禁止の例外規定>

- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例：どんど焼き、左義長等)
- 農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例：農業に伴う稲わらの焼却、畔の草及び下枝の焼却)
- 日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例：落ち葉等)

小型家電の回収について

回収時間

環境課：午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日、年末年始を除く)
エコドーム：午前9時から午後5時まで
(月・火曜日、12/28から1/4の年末年始を除く)

注意事項

- 一度回収した小型家電を返却することはできませんのでご注意ください。
- 携帯電話などの個人情報情報は事前に消去してください。万が一、個人情報の消去を忘れて投入した場合でも、認定事業者で適切に情報を消去いたしますので個人情報流出することはありません。
- CDやDVDなどのディスク類は対象になりません。
- 電池類は取り外してください。
- 回収品目以外の小型家電は、燃やせないごみの日に出してください。

小型家電には、アルミや鉄などの金属のほか、チタンや白金などレアメタルと呼ばれる希少な非鉄金属が使われているものがあります。これらの貴重な資源を有効に利用するため、小型家電を回収していますので、皆さんのご理解ご協力をお願いいたします。

回収対象品目

各家庭で使われていた使用済小型家電(電子機器)が対象です。なお、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは対象外です。

